

騒音		振動	備考
1	金属加工機械		次に掲げる施設は除く。 1. 騒音規制法、振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設 2. 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設 3. ガス事業法第2条第1項第12号に規定するガス工作物 4. 電気事業法第2条第1項第14号に規定する電気工作物
	ア 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上)		
	イ 製管機械		
	ウ ベンディングマシン (原動機の定格出力が3.75キロワット以上)		
	エ 液圧プレス		
	オ 機械プレス		
	カ せん断機 (シャーリングマシン。原動機の定格出力の合計が3.75キロワット以上)		
	キ 鍛造機		
	ク ワイヤーフォーミングマシン		
	ケ プラスト		
コ タンブラー			
サ 製鉄機			
シ 製釘機			
ス 高速度切断機			
セ 平削盤			
ソ 型削盤			
タ 研摩機			
チ 自動やすり目立機 (原動機の定格出力が1.5キロワット以上)			
2	圧縮機 (原動機の定格出力が3.75キロワット以上)		
3	送風機 (排風機を含み、原動機の定格出力が3.75キロワット以上)	(原動機の定格出力が3.75キロワット以上)	
4	粉碎機	(原動機の定格出力が3.75キロワット以上)	
	ア 土石用または鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		
	イ 食品加工用粉碎機		
	ウ その他の用に供する粉碎機(破砕機及び摩砕機を含む)		
5	繊維機械		
	ア 織機(原動機を用いるものに限る。)		
	イ 紡績機械		
	ウ 編組機		
	エ 撚糸機		
6	建設用資材製造機械	コンクリート製品製造機械	
	ア コンクリートプラント	ア コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上)	
	イ アスファルトプラント	イ コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上)	
7	木材加工機械		
	ア ドラムバーカー		
	イ チッパー		
	ウ 碎木機		
	エ 帯のご盤 (原動機の定格出力が0.75キロワット以上)		
	オ 丸のご盤 (原動機の定格出力が0.75キロワット以上)		
カ かな盤 (原動機の定格出力が0.75キロワット以上)			
8	抄紙機		
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る)	印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上)	
		ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上)	
10	合成樹脂用射出成型機		
11	鋳造型機	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る)	
12	ニューマチックハンマー		
13	ロール機	ゴム練用または合成樹脂練用ロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上)	
14	自動製びん機		
15	ドラム缶洗浄機		
16	ロータリーキルン		
17	コルゲートマシン		
18	重油バーナー(重油使用料が毎時15ℓ以上)		
	走行クレーン		
19	ア 天井走行クレーン (原動機の定格出力が7.5キロワット以上)		
	イ 門型走行クレーン (原動機の定格出力が7.5キロワット以上)		
20	集じん機		
21	冷凍機 (原動機の定格出力が7.5キロワット以上)		
22	原動機(船舶または車両等の原動機として使用されるものを除く)		
	ア ディーゼルエンジン (定格出力が7.5キロワット以上)		
	イ ガソリンエンジン (定格出力が7.5キロワット以上)		
	ウ ガスエンジン (定格出力が7.5キロワット以上)		
	エ ガスタービン		
23	クーリングタワー(原動機の定格出力が0.75キロワット以上)		
24	営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路工津方(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車のうち自動二輪車および同条同項第10号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。)による断郊競技施設		